

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第90号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市上砥山232番地
滋賀県工業技術総合センター別館1階
電話(077)535-9210
FAX(077)535-9214
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL:https://www.s-seikan.or.jp
発行日 令和7年7月1日

令和7年度定時総会を開催

すべての議案が原案どおり可決承認されました



去る5月27日(火)、草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)において令和7年度定時総会を開催しました。

定時総会は、当協会の中井清会長の挨拶に続いて、ご臨席を賜りました滋賀県琵琶湖環境部長中村達也様からご祝辞をいただいたのち、議長に滋賀フジクリーン株式会社の長谷川伸夫氏を選出して議事に入りました。

議事では、まず令和6年度事業報告、収支決算、外部理事の選任に伴う定款の変更について承認され、令和7年度事業計画では、令和8年(2026年)11月6日(金)に予定している設立50周年記念事業の開催準備等と収支予算を報告し承認されました。続いて、中山義彦氏、内海晋一氏が特別会員として承認されました。

また、本年は任期満了に伴う役員改選があり、理事14名、監事2名が新役員として選任されました。なお、当日の定時総会出席者は79名(委任状によるものを含む。)でした。

(公社) 滋賀県生活環境事業協会表彰を受賞されました

去る5月27日に開催された当協会の令和7年度定時総会に先立ち、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰を行いました。受賞者は、(有)スギモトの林和広様、(株)コテラの西川博様、大五産業(株)の藤田裕治様、(株)タケノウチの船橋宏哉様、(株)水口テクノスの加藤正揮様、(株)ヒロセの中村哲也様、(株)日映日野の谷口輝彦様、(株)日吉の塚本忠昭様、(株)水処理シンワの加藤将司様です。

今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰受賞者 奥の列左から中村哲也様、谷口輝彦様、塚本忠昭様、手前の列左から加藤正揮様、船橋宏哉様代理の竹之内米貴様、藤田裕治様、西川博様、林和広様】

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰について

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰は、多年にわたり浄化槽関連事業に従事し、その功績が特に顕著である方を表彰し、もってこれら事業の健全な発展により一層の生活環境の保全と向上に寄与することを目的に令和4年に表彰規程が制定されました。これまでに、今回の受賞を含め約17名の方が受賞されています。

また、令和6年5月28日に開催された第45回理事会において、この表彰規程の一部が改正され会員の従業員の方だけでなく、会員（会社代表者）の方も受賞していただきやすいよう会員については、当協会の理事による推薦もできることとなりました。

今年度の表彰候補者の推薦については、令和7年9月に会員様あてお知らせしますのでよろしくお願いいたします。



挨拶

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 井 清

本日の総会は、滋賀県琵琶湖環境部長の中村達也様、循環社会推進課長の青山学様をはじめご来賓の方々をお迎えし、会員ならびに役員の皆様には公私ご多用のなかをご出席いただき、心から感謝申し上げます。

また、滋賀県様、滋賀県環境整備事業協同組合様をはじめ業界関係者の皆様、当協会会員の皆様には、平素より、協会の運営にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。深く御礼申し上げます。

令和6年度におきましても、事業計画に沿って7条、11条の法定検査をはじめとした事業を実施し、収支は昨年度に引き続き黒字を維持することができ、剰余金については、公益法人認定法の「収支相償の原則」を踏まえ、将来の事業に備えた準備金として積み立て、社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、浄化槽法に基づき設置された滋賀県浄化槽適正処理促進協議会に協会も参加し、保守点検、清掃、法定検査の件数を少しでも増やすために、市町における浄化槽台帳の整備、未管理浄化槽などに対する指導等について協議を続けていただいております。令和7年度においても取り組みを進めることとされており、協会からは、県や市町が必要とされる法定検査情報の提供等を丁寧に行うなどして共同して取り組みを継続することとしております。

さらに、当協議会におかれては、特定既存単独処理浄化槽の判定にかかる環境省の指針の改定、さらに、県から浄化槽管理者への維持管理義務通知制度の創設、保守点検・清掃の実施状況の報告義務化などを内容とした今後予定される浄化槽法の改正について、関係機関、団体が足並みを揃えて、適切に対応できるよう協議されていくことを期待いたしております。

能登半島地震をはじめとした災害や下水道管の老朽化による甚大な被害等への対策として、浄化槽の役割をさらに前向きに受け止めていく動きが強くなってきていると感じます。こうした流れを注視しつつ、協会として、浄化槽の設置の促進について、県、市町に適宜、要望を提案させていただくとともに、これまでと同じく、事業者の皆さまとともに、浄化槽の整備や維持管理、検査事業等の適切な実施を進めてまいります。

協会は、厳しい事業環境にはありますが、令和7年度においても、事業計画に沿って着実に事業に取り組んでまいります。

本日は、令和6年度事業報告、収支決算、役員の改選などについてご審議をお願いしております。よろしくお願いたします。

協会に対するこれまでと変わらぬご支援、ご指導をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。



祝 辞

滋賀県琵琶湖環境部長

中 村 達 也

令和7年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、一言お祝いを申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施等による適切な汚水処理の推進をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民にご周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、国民的資産である琵琶湖を大切にしていくため、本県では琵琶湖版のSDGsであるマザーレイクゴールズ『MLGs』により、様々な主体の皆様方とともに、琵琶湖の保全再生や持続可能な社会に向けた取組を進めているところです。

この『MLGs』の目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、優れた浄化性能を有し、地震等の災害に強い浄化槽の果たす役割が非常に大きいと考えております。浄化槽の汚水処理能力を十分に発揮させるための、保守点検や清掃、法定検査等の適正な維持管理は大変重要と考えており、これらの業務を担う貴協会の皆様には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、浄化槽の適正な維持管理の推進を図るため、貴協会、県、市町および業界団体の四者で構成する「滋賀県浄化槽適正処理促進協議会」においては、浄化槽管理者への指導・助言の基礎となる浄化槽台帳の整備をはじめ、様々な課題について議論を行っておりますが、貴協会にはその中心的な役割を担っていただいているところです。

琵琶湖をお預かりする本県としては、公共用水の保全を図るため、引き続き浄化槽行政の推進に取り組んでまいりますので、今後とも貴協会にもご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、さらなるご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

協会役員、各委員会委員が決定されました

定時総会終了後に開催された第49回理事会において「部会の正副部会長の選出」「会長・副会長・常務理事の選定」「委員会の構成および正副委員長の選出」「顧問の選任」についてそれぞれ審議され、以下のとおり決定されました。

【部会理事名簿】

製造部会	部会長 副部会長	宮下政之 藤田賢治 加藤克彦	アムズ(株) フジクリーン工業(株) 大栄産業(株)
工事部会	部会長 副部会長	長谷川伸夫 北川守己 矢野弘	滋賀フジクリーン(株) 北川産業(株) (株)コテラ
維持管理部会	部会長 副部会長	鈴木正浩 北川浩貴 竹之内米	(株)日吉 (有)キタセイ (株)タケノウチ

【役員等名簿】

会長	中山義彦	(公社)滋賀県生活環境事業協会
副会長(会長職務代行者)	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
副会長	宮下政之	アムズ(株)
〃	鈴木正浩	(株)日吉
常務理事	八田浩治	(公社)滋賀県生活環境事業協会
理事	青山晋一	滋賀県循環社会推進課
〃	内海晋一	滋賀県建築課建築指導室
〃	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	加藤克彦	大栄産業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	矢野弘	(株)コテラ
〃	北川浩貴	(有)キタセイ
〃	竹之内米	(株)タケノウチ
〃	井上和良	甲賀市下水道課
監事	廣瀬眞弓	(株)日映日野
〃	佐々木克明	—
顧問	北川光明	喜多嘉和(株)

【委員会委員名簿】

総務委員会

委員長	宮下政之	アムズ(株)
副委員長	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
委員	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	鈴木正浩	(株)日吉
〃	北川浩	(有)キタセイ

技術委員会

委員長	北川浩	(有)キタセイ
副委員長	加藤克彦	大栄産業(株)
委員	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	矢野弘	(株)コテラ
〃	竹之内米	(株)タケノウチ

法定検査運営委員会

委員長	青山晋一	滋賀県循環社会推進課
副委員長	内海晋一	滋賀県建築課建築指導室
委員	宮下政之	アムズ(株)
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	鈴木正浩	(株)日吉



就任にあたって

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 山 義 彦

去る令和7年5月27日に開催されました定時総会および第49回理事会におきまして、ご承認を賜り、前任の中井清会長の後を受け、会長を拝命いたしました。

伝統ある滋賀県浄化槽協会（前身を含む）の設立から半世紀にわたり築かれてきた歴史と実績を誇りに、協会の使命を着実に果たしてまいる所存です。誠心誠意、職務に尽力してまいりますので、関係各位の皆さまにおかれましては、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

滋賀県は、日本最大の湖である琵琶湖を中心に、緑豊かな平野と山並みに囲まれた自然に恵まれた地域です。私たちの暮らしは、琵琶湖およびその流域と深く関わりながら、豊かな自然環境と悠久の歴史の中で育まれてまいりました。こうした貴重な環境を次世代にしっかりと引き継いでいくために、先人たちは琵琶湖の環境保全、とりわけ水質の維持管理に長年にわたり取り組んできました。生活排水の適正な処理においては、産学官が一体となり対策を講じてきた歴史があります。

令和5年度末時点における滋賀県の汚水処理人口普及率は99.2%に達しており、全国第2位の水準です。そのうち、下水道による処理が93.7%、浄化槽による処理が2.3%を占めています。近年は下水道整備を中心とした処理対策が進められ、平成12年をピークに浄化槽の設置件数は減少傾向にあります。

しかしながら、浄化槽は下水道と同等の排水処理性能を有し、施設の老朽化に伴う更新・維持管理費の増加を考慮すると、より安価で早期に稼働可能な手段として改めて注目されています。さらに、災害時の早期復旧が可能であるなど、浄化槽には多くの利点があります。今後、安心・安全な生活基盤を早期に構築していくうえで、浄化槽の果たす役割は一層重要になると考えられます。

また、浄化槽の本来の機能を十分に発揮させるためには、法令に基づいた保守点検・清掃・法定検査を確実に実施することが不可欠です。このような観点から、未管理浄化槽の解消に向けて、県・市町・業界の皆さまと連携しながら、浄化槽台帳の整備や未管理浄化槽への指導等を進めてまいります。

当協会においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、法定検査の受検率向上など、引き続き多くの課題を抱えておりますが、「琵琶湖版SDGs」とも言われる「マザーレイクゴールズ (MLGs)」の理念に賛同し、滋賀県における生活排水処理対策の維持・向上に向けた活動に取り組んでまいります。とりわけ、法定検査を中心に、研修・講習会の開催など普及啓発活動を通じて、公共用水域の水質保全ならびに生活環境・公衆衛生の向上に努めてまいります。

今後とも、皆さまからのご支援とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

指定採水員指定講習会を開催しました

平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査を担う指定採水員の指定講習会を令和7年3月4日(火)、5日(水)の両日、当協会の事務所がある滋賀県工業技術総合センター別館において開催しました。

本講習会には新たに採水員の指定を受けようとする受講者を含めて両日で20名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書及び身分証明書を発行しました。次回の指定採水員指定講習会は、令和8年5月頃を予定しています。



【指定採水員指定講習会の様子】

自由民主党滋賀県議会議員団に要望しました

滋賀県の令和8年度予算について、5月29日(木)に県庁本館2階議員室において自由民主党滋賀県議会議員団に要望を行いました。

自由民主党滋賀県議会議員団からは15名がお集まりいただき、協会からは中山会長、長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、維持管理部会の北川浩理事、八田事務局長が出席しました。

出席者から、県予算について、また、浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃および法定検査)の推進、災害対応の検討、下水道区域の徹底した見直しと適切な汚水処理施設整備計画の策定、および検査手数料の無料化について要望しました。

その後の質疑応答で、浄化槽の災害対応や令和7年1月の知事要望結果などについて意見交換されました。



【要望の様子】

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（第3回作業部会）が開催されました

令和7年3月24日（月）に令和6年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（第3回作業部会）がWeb会議にて開催されました。

浄化槽台帳の令和7年3月末時点の完了状況については、2市が完了し、完了した市においては、未管理浄化槽の管理者に対する指導に移行されていること、完了予定と報告されている市町は作業を進め完了報告書を事務局あて提出すること、それ以外の市町は課題を整理し、速やかにロードマップに基づく作業を進め台帳整備を完了することとの報告と要請がされました。

また、冒頭にこれまでの台帳整備の経緯や現在の対応等について協議会内で誤解の生じないように浄化槽台帳の整備および未管理浄化槽への指導については、滋賀県環境整備事業協同組合、滋賀県生活環境事業協会、市町および県が協力して取り組んでいくことが重要との報告がされました。

なお、令和7年3月7日に環境省から令和6年度浄化槽指導普及調査の結果（令和5年度の実績）が公表され、県内での維持管理等の実施状況について情報共有がされました。この維持管理実施率を高めていくことが協議会関係四者の共通の目標であり、より一層認識され連携を深めていきたいとの意見などがありました。

浄化槽維持管理実施状況

単位：基、%（令和5年度末）

市町名	浄化槽設置 基数	浄化槽		保守点検		清掃		法定11条検査	
		合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	実施基数	実施率	実施基数	実施率	受検基数	受検率
大津市	2,948	1,644	1,304	2,227	76.6	1,057	36.4	1,337	46.2
彦根市	4,030	2,449	1,581	3,149	78.2	3,149	78.5	2,785	69.8
長浜市	1,637	627	1,010	709	43.3	838	51.4	302	18.6
近江八幡市	3,931	3,363	568	3,763	99.1	3,759	99.1	2,646	70.3
草津市	455	279	176	224	51.6	233	53.8	230	53.2
守山市	314	152	162	278	88.5	260	82.8	248	80.2
栗東市	344	149	195	237	70.5	204	60.9	215	64.8
甲賀市	4,099	2,720	1,379	3,144	77.4	3,139	77.6	2,929	72.8
野洲市	126	60	66	115	96.6	115	96.6	73	62.1
湖南市	852	266	586	501	59.2	502	59.3	427	50.5
高島市	3,114	2,693	421	966	50.8	930	49.8	1,126	61.0
東近江市	2,757	2,179	578	2,195	80.3	2,199	80.7	1,095	40.3
米原市	748	407	341	509	68.6	388	52.3	296	39.9
日野町	611	398	213	588	96.4	598	98.0	237	39.0
竜王町	508	362	146	445	87.6	450	90.2	278	56.1
愛荘町	504	292	212	270	53.6	270	53.6	126	25.0
豊郷町	142	37	105	55	38.7	52	36.6	23	16.2
甲良町	294	76	218	106	36.1	76	25.9	36	12.3
多賀町	235	178	57	203	87.5	203	87.5	182	78.4
合計	27,649	18,331	9,318	19,684	75.3	18,422	70.7	14,591	56.3

※1 実施率および受検率の計算では、浄化槽設置基数から休止等の対象外の浄化槽を除いた数を母数としています。

※2 合計欄の基数、実施率および受検率は、令和6年度環境省指導普及調査の滋賀県の数値となっています。

令和7年度滋賀県浄化槽管理士研修を開催します

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内（3年間）に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者として、令和7年度の浄化槽管理士研修を令和7年11月26日(水)に草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）において開催します。詳細は決まり次第ホームページ等でご案内します

令和7年度滋賀県浄化槽管理士研修に係る滋賀県からのお知らせ

1 受講対象者について

滋賀県、大津市の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき登録している浄化槽保守点検業者において保守点検業務を担当するすべての浄化槽管理士。

※令和7年11月26日から令和8年度研修（令和8年11月予定）の開催日1日前まで有効期限を迎える業者でまだ研修を受講されていない浄化槽管理士については、今回は最後の受講機会となりますのでご注意ください。

2 研修内容と受講形態について

滋賀県の浄化槽管理士は必ず2つの研修事項を受講する必要があります。

- ①浄化槽管理士全員が講習すべき事項（以下「全国版研修」という）
- ②滋賀県の浄化槽管理士が講習すべき事項（以下「地域版研修」という）

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が開催する「滋賀県浄化槽管理士研修」を1日受講することで、全国版研修（上記①:午後の講義内容）と地域版研修（上記②:午前の講義内容）の両方を受講したことになります。

また、滋賀県および大津市においては、他の都道府県または保健所を設置する市もしくは特別区の条例の規定により浄化槽管理士が受講すべきと定められた研修（以下「他自治体の浄化槽管理士研修」という）を受講した場合、全国版研修（上記①）を受講したものと認めます。この場合、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が開催する「滋賀県浄化槽管理士研修」においては地域版研修（上記②）のみを受講していただくことも可能です。

このように、「他自治体の浄化槽管理士研修」（全国版研修）と「滋賀県浄化槽管理士研修」（地域版研修）を組み合わせる場合は、必ず研修受講申し込み前に浄化槽保守点検業者として登録する滋賀県循環社会推進課（077-528-3474）または大津市廃棄物減量推進課（077-528-2802）に事前に連絡してください。

なお、他の都道府県等が滋賀県の浄化槽管理士研修を受講実績として認めるかどうかはそれぞれの都道府県等に確認してください。

3 修了証書について

滋賀県浄化槽管理士研修では、研修受講終了後に「修了証書」が交付されます。この修了証書は保守点検業の更新登録申請において提出していただく「研修を受けたことを証する書類の写し」の「研修を受けたことを証する書類」に該当しますので大切に保管してください。

全浄連 第13回定時総会が開催されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会の第13回定時総会が去る6月25日(水)に東京都新宿区のホテルグランドヒル市ヶ谷において開催され、2024年度事業報告・収支決算が承認されるとともに、役員(理事・監事)の選任が行われました。また、2025年度事業計画・収支予算が報告されました。

なお、2025年度全浄連スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

《2025年度 全浄連スローガン》 「水環境を守ろう 単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換」

令和7年度浄化槽システム脱炭素化推進事業が実施されています

昨年度に引き続き令和7年度も「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」が実施されています。

これは、中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援するもので、当協会が交付申請書の受付等の業務を行っております。

申請の予定がある場合は、事前に当協会までご連絡ください。

公募は令和7年11月28日(金)17時必着となっておりますのでご注意ください。

全国浄化槽技術研究集会在開催されます

「浄化槽の日」関連行事の一環として公益財団法人日本環境整備教育センター主催の第39回全国浄化槽技術研究集会在10月15日(水)～16日(木)に茨城県水戸市で開催されます。

協会事務所の夏季休業のお知らせ

8月13日(水)～15日(金)の間、夏季休業のため、業務を休ませていただきます。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 077-535-9211

FAX 077-535-9214

